

# 福岡県公報

平成21年7月1日  
第 2 9 8 5 号

## 目 次

告 示 (第1084号 - 第1099号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動維持課)	.....	2
臨港地区分区の変更の案の縦覧	(港 湾 課)	.....	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	3
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	.....	3
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	.....	3
土地改良区の成立	(農村整備課)	.....	4
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	.....	4
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	.....	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	.....	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	.....	6
救急病院の名称の変更	(医療指導課)	.....	6
土地改良事業の同意	(農村整備課)	.....	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	7
公 告			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(総合政策課)	.....	7
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(福祉総務課)	.....	7
意見募集の結果の公示	(自然環境課)	.....	8

## 告 示

福岡県告示第1084号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
前 原	県 道	船 越 線	前	前原市大字新田881番先から 前原市大字新田893番先まで	7.0 ~ 8.5	140.0
			後	同上	8.5 ~ 28.0	140.0

福岡県告示第1085号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

前原	県道	船越線	前	糸島郡志摩町大字御床2165番69先から 糸島郡志摩町大字御床2165番151先まで	6.8 ～ 19.8	288.0
			後	同上	9.8 ～ 19.8	

## 福岡県告示第1086号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年6月6日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 ぞうさんのクレヨン

## (2) 代表者の氏名

平林 克朗

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市西町213番地5

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く、地域の人々や林業に携わる人々と連携して、身近なふるさとの森林の保全に関する啓蒙普及活動と、森林資源の活用方法を考え実行していくための積極的な活動を行い、又、子どもたちが森林と楽しくかわりながら自然の大切さを体感できる様々なイベントを通して、豊かな環境の保全と、地域の健全な発展に寄与するとともに、地域の防災・防犯に関する活動を推進することを目指します。

## 福岡県告示第1087号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき指定した、臨港地区内の分区を変更したいので、次のとおり公告し、当該変更に係る分区の案を、平成21年7月1日から7月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県県土整備部港湾課に意見書を提出することができる。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 変更に係る臨港地区の名称

苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区

## 2 変更に係る分区の種類

商港区、特殊物資港区、漁港区及び修景厚生港区

## 3 分区を変更する土地の区域

## (1) 商港区

苅田町港町、長浜町、鳥越町、新浜町及び幸町の各一部

## (2) 特殊物資港区

苅田町港町及び長浜町の各一部

## (3) 漁港区

苅田町幸町、鳥越町、及び大字松山の各一部

## (4) 修景厚生港区

苅田町長浜町、鳥越町、新浜町、磯浜町一丁目及び磯浜町二丁目の各一部

## 4 変更に係る分区の案の縦覧場所

福岡県県土整備部港湾課

福岡県苅田港務所港営課

## 福岡県告示第1088号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字横代地区	平成21年6月22日から 平成21年7月31日まで

福岡県告示第1089号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区北西部	平成21年1月19日

福岡県告示第1090号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成21年7月1日から同月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都

市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容  
福岡都市計画、久山都市計画、篠栗都市計画、須恵都市計画及び宇美都市計画下水道の変更（福岡県決定）
- 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
久山幹線	粕屋町大字上大隈字焼町	久山町大字山田字栗元	

(2) その他の施設

内 訳	位 置	備 考
多々良川浄化センター	福岡市東区蒲田二丁目及び四丁目	

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部下水道課

福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課

糟屋郡久山町水道課

糟屋郡粕屋町都市整備課

福岡県告示第1091号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成21年7月1日から7月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

苅田都市計画臨港地区 苅田港臨港地区の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

苅田町港町、鳥越町、大字松山、幸町、新浜町及び磯浜町一丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福岡県苅田港務所港営課

福岡県告示第1092号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
東八田土地改良区	平成21年6月22日

福岡県告示第1093号

解散した清算法人福岡市内野西土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
眞名子 敏 彦	福岡市早良区大字西1358番地
而 嶋 善 基	" 1355番地

津 田 文 基	福岡市早良区大字西1622番地 2
津 田 正 人	" 1633番地
國 友 源 喜	" 350番地 2
井 上 善 晴	" 内野八丁目11番10号
平 川 純 一	" 大字西2070番地
鳥 飼 茂 之	" 大字石釜781番地 7
平 川 惣 次 郎	" 大字西233番地

福岡県告示第1094号

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
山 崎 利 義	うきは市浮羽町朝田711番地 9

福岡県告示第1095号

豊前市豊前井路土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
今 本 文 徳	豊前市大字堀立622番地
宮 崎 敏 郎	" 大字久路土637番地 1
村 上 元 彦	" 大字広瀬172番地

牧野 秀年	豊前市大字堀立64番地 2
松川 嘉巳	" 大字久路土21番地 2
中西 輝雄	" 大字小石原241番地
幸丸 邦男	" 大字久路土906番地
稲葉 久吉	" " 872番地 4
宮崎 百年	" " 1472番地 1
園田 穂積	" 大字堀立750番地
橋本 貞男	" 大字沓川423番地
宮崎 求馬	" 大字清水町 5 番地 2
内藤 智秀	" 大字沓川471番地
西田 保久	" 大字三毛門328番地
中井 清美	" 大字六郎195番地
高橋 直	" 大字三毛門942番地
堀 晴樹	" " 1113番地 2
楠本 孝丸	" " 522番地
尾家政 勝	" 大字沓川246番地 2
吉川 忠勝	" 大字清水町 5 番 2

## 2 退任監事

氏名	住所
馬場 寛治	豊前市大字梶屋314番地 2
有吉 次夫	" 大字皆毛384番地 1
福島 正和	" 大字岸井289番地 2
守口 公仁	" 大字恒富132番地 1
末元 修	" 大字久松89番地 1
田中 康廣	" 大字三毛門844番地

## 3 就任理事

氏名	住所

今本文 徳	豊前市大字堀立622番地
一ッ松 裕	" 大字高田505番地
入江 信行	" 大字久路土489番地
牧野 秀年	" 大字堀立64番地 2
松川 嘉巳	" 大字久路土21番地 2
幸丸 邦男	" " 906番地
馬場 寛治	" 大字梶屋314番地 2
稲葉 久吉	" 大字久路土872番地 4
宮崎 百年	" " 1472番地 1
園田 穂積	" 大字堀立750番地
橋本 貞男	" 大字三楽93番地
中川 信義	" 大字清水町132番地
内藤 和雄	" 大字沓川471番地
瀬口 義則	" 大字六郎199番地
鳥谷 巖宣	" 大字三楽67番地
高橋 直	" 大字三毛門942番地 1
鈴木 正博	" " 347番地
内丸 洋美	" " 595番地 4
尾家政 勝	" 大字沓川246番地 2
青木 一泰	" 大字三毛門187番地

## 4 就任監事

氏名	住所
太田 昭三	豊前市大字小石原349番地 1
有吉 次夫	" 大字皆毛384番地 1
福島 正和	" 大字岸井289番地 2
守口 公仁	" 大字恒富132番地 1
末元 修	" 大字久松89番地 1
田中 保廣	" 大字三毛門844番地

福岡県告示第1096号

福岡市金武吉武土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 退任理事

氏 名	住 所
大 原 敏 弘	福岡市西区大字金武937番地の2
横 溝 文 親	" " 大字吉武452番地
鍋 山 伊 昭	" " 大字金武764番地
牛 尾 信之助	" " " 642番地の3
牛 尾 澤太郎	" " " 284番地の1
牛 尾 義 廣	" " " 1291番地
三 角 正 弘	" " " 1180番地
牛 尾 啓 一	" " " 1170番地
典 略 博 人	" " " 1051番地
牛 尾 光 昭	" " " 1615番地
伊 佐 正 利	" " 大字吉武547番地
高 木 勇 雄	" 早良区飯倉4丁目37番6号
倉 光 一 雄	" 西区大字吉武309番地の3
松 村 角之助	" " 大字飯盛599番地

#### 2 退任監事

氏 名	住 所
中牟田 善 幸	福岡市西区大字吉武270番地
樋 口 徳 一	" " 大字金武52番地

#### 3 就任理事

氏 名	住 所
大 原 敏 弘	福岡市西区大字金武937番地の2
横 溝 文 親	" " 大字吉武452番地
鍋 山 伊 昭	" " 大字金武764番地
牛 尾 信之助	" " " 642番地の3
牛 尾 澤太郎	" " " 284番地の1
牛 尾 義 廣	" " " 1291番地
三 角 正 弘	" " " 1180番地
牛 尾 啓 一	" " " 1170番地
典 略 博 人	" " " 1051番地
牛 尾 光 昭	" " " 1615番地
伊 佐 正 利	" " 大字吉武547番地
高 木 勇 雄	" 早良区飯倉四丁目37番6号
倉 光 一 雄	" 西区大字吉武309番地の3
松 村 角之助	" " 大字飯盛599番地

#### 4 就任監事

氏 名	住 所
中牟田 善 幸	福岡市西区大字吉武270番地
樋 口 徳 一	" " 大字金武52番地

福岡県告示第1097号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院から名称の変更の届出があったので、次のように告示する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
川浪病院	福西会病院	福岡市早良区野芥1-2-36	平成20年4月1日

## 福岡県告示第1098号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
宗像市	農業用ため池整備事業 (芋の浦(上)地区)	平成21年6月16日
宗像市	農業用ため池整備事業 (長尾地区)	平成21年6月16日

## 福岡県告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
宗像市	県道	飯塚間線	前	福津市本木77-2先から 福津市本木939-9先まで	7.8 ～ 74.4	2,375.9
			後	同上	7.8 ～ 128.0	2,375.9
			後	宗像市大穂1318先から 福津市本木939-9先まで	10.5 ～ 71.2	1,431.5

## 公 告

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則（昭和40年福岡県規則第18号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部総合政策課に備え置きます。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 意見を募集しなかった理由

本規則は、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年政令第12号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理（福岡県行政手続条例第37号第4項第8号に該当）であるため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成21年7月1日

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号の規定に基づき、意見公募を実施しないで福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（平成2年福岡県規則第41号）の改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 意見公募手続を実施しなかった理由

本規則は、生活福祉資金貸付事業の実施主体である福岡県社会福祉協議会に対する

補助金の交付手続を定めている規則について、生活福祉資金貸付事業制度要綱を定めた国の通知（「生活福祉資金の貸付けについて」（平成2年8月14日厚生省社第398号厚生事務次官通知））の一部が改正されたことに伴い、補助金交付の対象となる事業を定めた規定の整理を行うもの（福岡県行政手続条例第37条第4項第3号に該当）であるため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成21年7月1日

### 公告

福岡県環境影響評価技術指針の改正案について、平成21年2月27日から平成21年3月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんが、表現についてより明確となるよう一部修正の上、平成21年7月1日に改正しました。

平成21年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話：092 - 643 - 3368

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp